

吉賀町財政健全化指針

(平成19～21年度)

平成19年10月19日策定

吉 賀 町

目 次

(ページ)

指針策定の必要性と性格

1 必要性	1
2 性格	1
3 対象期間	1

地方財政と本町財政の現状

1 地方財政の現状	2
(1) 多額の財源不足と増加を続ける借入金残高	2
(2) 財政の硬直化	2
(3) 三位一体の改革と地方財政構造の転換	3
2 本町財政の現状	3
(1) 歳入	3
地方税	3
地方交付税	4
自主財源及び依存財源	4
(2) 歳出	5
歳出規模	5
義務的経費及び投資的経費	5
(3) 基金	6
(4) 地方債現在高	7
(5) 財政指標	7
財政力指数	7
経常収支比率	7
起債制限比率	7
実質公債費比率	8

財政健全化の基本的な考え方

1 基本的な考え方	9
2 改革の視点	9

(1) 町の果たすべき役割の再検証	9
(2) 重要な政策課題への集中的・重点的投資	9
(3) 行政サービスの量から質への転換	9
(4) 歳入の確保による自立性の向上	10
(5) 住民との情報共有の推進	10
(6) 説明責任と情報公開による透明性の向上	10
財政健全化の方策	
1 目指すべき姿	11
2 推進項目	12
(1) 自立	12
自主財源を中心とした歳入構造の転換	12
町税収入等の確保	12
受益者負担の適正化	12
新たな自主財源の確保	12
自主的な事業評価による事務事業の整理合理化	13
人件費の縮減	13
物件費の縮減	13
補助費等の見直し	14
普通建設事業の厳選	14
その他経費の縮減	14
(2) 持続可能	15
町債・債務負担行為の抑制	15
町債発行及び残高の抑制	15
債務負担行為設定及び残高の抑制	15
財政の弾力性向上	15
財政指標の適正化	16
基金の適切な活用	16
優良な地方債資金の確保	16
予算編成方法の見直し	17
予算編成方針の見直し	17

(3) 透明	・ ・ ・ ・ ・	1 7
わかりやすい財政情報の公表	・ ・ ・ ・ ・	1 7
わかりやすい財政情報の公表	・ ・ ・ ・ ・	1 7
財務諸表の作成と公表	・ ・ ・ ・ ・	1 8
改善効果		
1 取り組み効果	・ ・ ・ ・ ・	1 9
〔総括表〕	・ ・ ・ ・ ・	1 9
2 中期財政見通し	・ ・ ・ ・ ・	2 1
〔前提条件〕	・ ・ ・ ・ ・	2 2
〔平成 1 9 ~ 2 1 年度財政見通し〕	・ ・ ・ ・ ・	2 4

指針策定の必要性と性格

1 必要性

本町の財政状況は、長引く景気低迷により、歳入の根幹である町税収入が伸び悩む一方、公債費や扶助費などの義務的経費の増加や少子高齢社会、地域経済の活性化など時代の要請に的確に対応するための財政需要が増加を続け、財政収支は逼迫し、その厳しさは年々増しています。このような財政状況は、本町だけでなく地方全般にわたるものであり、国においては、平成17年3月29日「新地方行革指針」を策定し、地方の一層の行財政改革を促進することとしています。本町においても町村合併後、直ちに行財政改革に取り組み、平成18年1月24日には吉賀町行財政改革大綱、平成18年3月22日には吉賀町行財政改革集中改革プランをそれぞれ策定し、これまで以上の改革に取り組むこととしています。

こうした状況の中、行財政改革を具現化するため、財政健全化の視点から財政運営の指針を明示するとともに、その実現に向けての具体的な取り組み等を明らかにすることが重要であるという観点から、「財政健全化指針」を策定し、全庁一丸となって財政健全化に取り組む必要があります。

2 性格

この指針は、吉賀町行財政改革大綱（第2章「改革に向けた具体的取り組み」第3節「効率的で生産性の高い行財政運営の推進」4「財政の健全化」(7)財政指標の改善)の実施計画である吉賀町行財政改革集中改革プラン(実施項目番号3-4-7)に基づき策定するもので、普通会計に係る財政健全化のための基本となるものです。

3 対象期間

指針の対象期間は、集中改革プランとリンクさせるため、原則5年間とします。但し、今回策定分は、平成19年度から平成21年度までの3年間分とします。

地方財政と本町財政の現状

1 地方財政の現状

地方財政は、引き続き景気の低迷により大幅な税収不足が生じる中で、財源不足が拡大するという構造的な問題があり、徹底した行財政の簡素化・効率化等により、歳出の抑制と経済活性化を図ることによる税収増に努めることによって、財政収支の改善を図り、健全化を進めることが急務となっています。

こうした状況を踏まえ、国においては、国庫補助負担金、税源移譲を含む税源配分のあり方、地方交付税の三位一体の改革を推進し、地方に対する国の関与を縮小するとともに、地方の権限と責任を大幅に拡大し、地方財政の自立を目指す方針が「経済財政改革の基本方針2007（骨太の方針2007）」などで示され実行されています。そして、現下の危機的な地方財政の状況に鑑みれば、こうした自己決定・自己責任の原則に基づく地方税財政制度の改革とあわせて、地方財政の健全化と地方行財政運営の効率化を強力に推進することが不可欠となっています。

このような地方財政の現状を「多額の財源不足と増加を続ける借入金残高」「財政の硬直化」「三位一体の改革と地方財政構造の転換」の三つの項目で簡潔に総括します。以下、総務省資料からの抜粋です。

(1) 多額の財源不足と増加を続ける借入金残高

近年の地方財政は、地方税収の大幅な伸びは期待できず、一方で、生活保護費など社会保障関係経費をはじめとする財政需要の増加により、地方の財源不足は多額となり慢性化しています。

財源不足額(平成19年度) 4.4兆円

又、これらの財源不足への対応や相次ぐ景気対策に伴う地方債発行の増加により、地方債依存度が高い水準で推移し、地方の借入金残高は増加を続けています。

地方債依存度(平成19年度) 11.6%(地方交付税特別会計分を含む)

借入金残高(平成19年度末) 199兆円(地方交付税特別会計分を含む)

(2) 財政の硬直化

多額の財源不足や借入金残高の増大等により、財政指標は高い水準で推移し、平成17年度の地方財政決算では、財政構造の弾力性を判断する各指標がいずれも悪

化し、硬直化が懸念される状況にあります。

経常収支比率

(平成7年度) 84.7% (平成17年度) 91.4% + 6.7%

公債費負担比率

(平成7年度) 13.3% (平成17年度) 19.2% + 5.9%

起債制限比率

(平成7年度) 9.9% (平成17年度) 11.7% + 1.8%

(3) 三位一体の改革と地方財政構造の転換

三位一体の改革は、税源移譲による地方税の充実を図り、国の規制や関与を廃止・縮減することで、地方公共団体が自らの財源と権限で、真に住民が必要とするサービスを提供する地方分権改革の一環として位置付けられています。

このように、国と地方の税財政構造が大きな変革期にある中、今後の地方財政運営にあたっては、これまで以上に自主的・自立的な財政運営が求められようとしています。

2 本町財政の現状

本町の財政は、地方税等の自主財源に乏しく地方交付税や国庫支出金等にその多くを依存せざるを得ない状況にあります。しかし、その依存財源についても多くを期待できない状況下にあって、その財源不足を補うため基金の取り崩しにより対応しているのが現状です。

このような状況を歳入、歳出、基金などの主な項目で簡潔に総括します。

(1) 歳入

地方税

歳入の根幹を成す地方税は、長引く景気低迷の影響により減少しており、今後も大幅な増税は期待出来ません。

H14年度 566百万円 H18年度 500百万円

66百万円、 11.7%

【地方税の推移】

単位：百万円

年度	地方税額	摘 要
14	566	旧柿木村・旧六日市町合算
15	507	旧柿木村・旧六日市町合算
16	522	旧柿木村・旧六日市町合算
17	513	9月末迄：旧柿木村・旧六日市町合算、10月以降：新町分
18	500	新町分

摘要欄記載内容は、以下掲載についても同様。

地方交付税

歳入の約60%を占める地方交付税及び平成13年度から普通交付税の代償措置として創設された臨時財政対策債を加えた合計額は、ここ数年横這い傾向にあります。尚、平成16年度には三位一体改革の影響（地財ショック）で前年度と比較して215百万円の減少となっています。

【地方交付税及び臨時財政対策債の推移】

単位：百万円

年度	地方交付税			臨時財政対策債 発行可能額 (D)	合計 C + D
	普通 (A)	特別 (B)	小計 A + B (C)		
14	3,204	350	3,554	274	3,828
15	3,159	318	3,477	447	3,924
16	3,085	307	3,392	317	3,709
17	3,151	420	3,571	245	3,816
18	3,292	349	3,641	212	3,853

自主財源及び依存財源

歳入総額に占める地方税などの自主財源の割合(自主財源比率)は、極めて低く、平成18年度決算で18.7%となっています。

又、地方交付税、国庫支出金、地方債などの依存財源もここ数年で約5億円強減少しています。

自主財源比率

(H14年度) 17.7% (H18年度) 18.7% + 1.0%

【自主財源及び依存財源の推移】

単位：百万円、%

年度	自主財源 (A)	依存財源 (B)	合計 A + B (C)	自主財源比率 A / C
14	1,210	5,624	6,834	17.7
15	1,239	5,640	6,879	18.0
16	1,241	4,804	6,045	20.5
17	1,049	5,988	7,037	14.9
18	1,167	5,066	6,233	18.7

自主財源は、地方税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、分担金及び交付金、使用料及び手数料、財産収入、寄付金、繰入金、繰越金、諸収入の合計額。

依存財源は、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金、国庫支出金、県支出金、地方債の合計額。

(2) 歳出

歳出規模

本町の歳出経費の規模は、平成14年度以降漸減しています。

歳出規模

(平成14年度) 6,775百万円 (平成18年度) 6,189百万円
586百万円、 8.6%

義務的経費及び投資的経費

義務的経費については、人件費は平成14年度以降漸減、扶助費は横這い、公債費は増加し、総体では伸びています。一方、投資的経費については、年度によって増減の変化がありますが傾向としては減少しています。

又、義務的経費に準ずる特別会計への繰出金も増加傾向にあります。

義務的経費

(平成14年度) 3,047百万円 (平成18年度) 3,457百万円
410百万円、 13.5%

投資的経費

(平成14年度) 1,538百万円 (平成18年度) 844百万円

694百万円、 45.1%

繰出金

(平成14年度)477百万円 (平成18年度)617百万円

140百万円、 29.4%

【歳出規模・義務的経費及び投資的経費の推移】 単位：百万円

年度	義務的経費				投資的 経費 (E)	その他 (F)	歳出 合計 D+E+F	(再掲) その他の 内、繰出金
	人件費 (A)	扶助費 (B)	公債費 (C)	小計 A+B+C (D)				
14	1,049	399	1,599	3,047	1,538	2,190	6,775	477
15	1,072	444	1,799	3,315	1,425	2,090	6,830	490
16	1,047	444	1,741	3,232	807	1,982	6,021	545
17	1,047	437	1,987	3,472	1,388	2,053	6,913	604
18	962	413	2,082	3,457	844	1,888	6,189	617

(3) 基金

本町基金の内、一般財源対策のために取崩し可能な基金として、財政調整基金及び減債基金がありますが、平成18年度末残高は約10億円となっています。

又、特定目的基金を含めた基金全体の残高は、年々減り続け平成18年度末には14億円を割り込み僅かなものとなっています。

【基金残高の推移】 単位：百万円

年度	財政調整基金 (A)	減債基金 (B)	小計 A+B (C)	その他 特定目的基金 (D)	合計 C+D
14	544	350	894	803	1,697
15	563	363	926	653	1,579
16	520	376	896	518	1,414
17	520	402	922	512	1,434
18	602	402	1,004	377	1,381

(4) 地方債現在高

従来の地方債発行により平成 1 4 年度で約 1 4 5 億円あった残高が、ここ数年の発行抑制と繰上償還により、平成 1 8 年度には約 1 1 3 億円となっています。

【地方債現在高の推移】

単位：百万円

年度	一般公共 事業債 (A)	一般単独 事業債 (B)	辺地対策 事業債 (C)	過疎対策 事業債 (D)	その他 (E)	合計 A+B+C+D+E
1 4	8 2 0	2 , 3 5 0	7 7 2	7 , 0 9 6	3 , 5 0 4	1 4 , 5 4 2
1 5	7 3 3	2 , 1 8 3	7 0 6	6 , 5 2 0	4 , 0 3 5	1 4 , 1 7 7
1 6	6 3 5	2 , 0 5 2	6 4 5	5 , 8 6 0	4 , 1 5 1	1 3 , 3 4 3
1 7	5 4 1	1 , 9 0 6	5 7 0	5 , 3 1 7	4 , 3 0 9	1 2 , 6 4 3
1 8	4 3 8	1 , 6 0 5	5 1 9	4 , 6 1 6	4 , 2 0 4	1 1 , 3 8 2

(5) 財政指標

財政力指数

地方交付税法の規定により算出した基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値を言い、地方公共団体の財政力を示す指数として用いられています。指数が 1 に近いほど普通交付税算定上の留保財源が大きく、財源に余裕があると言えます。1 を超えると地方交付税不交付団体となりますが、その超えた分だけ標準以上の行政を行うことができます。

本町の場合は、概ね 0 . 1 5 程度の低位のところを数年推移しています。

経常収支比率

地方税・普通交付税等の経常的な一般税源収入が、義務的経費（人件費、扶助費、公債費）や施設の管理運営費などの経常的経費にどれだけ使われているかを示すもので、近年、高い値を示しています。

この値が 8 0 % を超えると財政構造が弾力性を失っていると考えられています。

起債制限比率

地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源の内、公債費（地方交付税措置の無いもの）に充てられるものの割合を

示すもので、ここ数年、微増の傾向にあります。

この値が20%を超えると特定の事業の地方債について、許可が得られなくなります。

実質公債費比率

起債制限比率では、従来考慮されていなかった公営企業会計への元利償還に係る繰出金や一部事務組合等への公債費類似経費を加算することによって財政の実質赤字、言わば連結決算の考え方を導入したものです。この比率は、平成18年度から新たに導入されたものですが、18%未満の場合には地方債発行が協議制に移行出来ますが、18%を超過する場合は従来どおりの許可制で公債費負担適正化計画策定が義務付けられ、さらに25%超過の場合には一部単独事業の起債が制限されます。

本町の場合は、地方債発行許可制の団体となっており、公債費負担適正化計画を策定しています。

【財政指標の推移】

単位：%

年度	財政力指数	経常収支比率	起債制限比率	実質公債費比率
14	0.153	91.9	14.5	
15	0.156	93.5	15.1	
16	0.154	95.1	16.0	
17	0.155	97.9	16.9	
18	0.154	93.2	17.5	23.2

財政健全化の基本的な考え方

1 基本的な考え方

国の構造改革の方向性等を踏まえれば、国に依拠してきた地方交付税や国庫補助金などの依存財源にも、もはや多くを求めるのは困難な状況です。しかし、このような状況下にあっても、少子化、高齢化、情報化など社会経済情勢の変化に対応し、自立的に発展していける快適で活力ある町づくりを目指していかなければなりません。又、本格的な地方分権時代を迎える中で、個性ある地域づくりや独自の政策・施策を自らの判断と責任で展開していかなければなりません。

そのためには、徹底した財政健全化の取組みを推進し、様々な環境変化にも機敏かつ柔軟に対応できる効率的な財政基盤を構築していくこととします。

2 改革の視点

財政健全化は、それ自体が目的ではなく、町の未来への飛躍のための改革です。このため、財政健全化の推進にあたっては、次の視点で取り組みます。

(1) 町の果たすべき役割の再検証

少子化、高齢化、情報化などによる社会経済情勢の変化や、地方分権など行財政システムの構造的改革に対応していくため、国、県、住民との新たなパートナーシップを構築し、基礎的自治体としての町行政の果たすべき役割を見直します。

(2) 重要な政策課題への集中的・重点的投資

全国に先駆けて進展する県内及び町内の高齢化・過疎化、これに伴う産業活動の停滞や中山間地域の活力低下など、地域固有の課題や住民ニーズに的確に対応していくため、予算や人員などの資源を、重要課題に集中的・重点的に投資していきます。

(3) 行政サービスの量から質への転換

現在の行財政システムの中の非効率な面を排除し、限られた予算や人員を有効に活用するため、最小のコストで最大の効果を発揮させる成果重視の取組みを積極的に推進します。

(4) 歳入の確保による自立性の向上

自主財源に乏しい脆弱な財政構造を改善していくため、受益と負担の関係を明確にし、自主財源の充実確保に向けた取組みを推進します。

(5) 住民との情報共有の推進

町政に対する住民の信頼を高め、「住民本位」「地域主体」の観点から住民の意見を行政運営に反映させるため、財政の現状と将来展望について、積極的な情報提供に努め、住民との情報共有のもと財政健全化の取組みを推進します。

(6) 説明責任と情報公開による透明性の向上

町政に関わる住民への説明責任を果たすとともに、情報公開制度のより一層の拡充により行政の透明性を高めます。

1 目指すべき姿

「自立」し、「持続可能」で、「透明」な財政運営を財政健全化の目指すべき姿とします。

即ち、歳入歳出両面における改善により「自立」し、財政の弾力性を向上させることにより「持続可能」で、説明責任と情報公開による「透明」な財政運営を目指します。

自 立

自らが捕捉・徴収し、自らの意思で活用・配分できる歳入を確保するとともに、事務事業の整理合理化による経費縮減と、客観的な優先順位付けに基づく施策の選択など、歳入歳出両面における取り組みを推進することにより、「自立」した財政運営を目指します。

《推進項目》

自主財源を中心とした歳入構造への転換

自主的な事業評価による事務事業の整理合理化

持 続 可 能

将来の財政負担を考慮に入れ、町債、債務負担行為を抑制するとともに、經常収支比率など財政指標の適正化を図り、財政の弾力性を向上させることにより、計画的で「持続可能」な財政運営を目指します。

《推進項目》

町債・債務負担行為の抑制

財政の弾力性向上

透 明

説明責任を果たし、住民の町政への理解を深めるとともに、協働の意識高揚を図るため、あらゆる機会を捉え、わかりやすい財政情報を公表するなど、「透明」な財政運営を目指します。

《推進項目》

わかりやすい財政情報の公表

2 推進項目

「1 目指すべき姿」を実現するための具体的な推進項目を以下のとおり設定します。

(1) 自立

自主財源を中心とした歳入構造の転換

多様化する財政需要に対し、自らが捕捉・徴収でき、自由で弾力的な配分が可能な自主財源の確保は、自立した行財政運営には必要不可欠です。そこで、自主財源確保の取り組みを積極的に推進することにより、自主財源を中心とした歳入構造への転換を図ります。

町税収入等の確保

税務行政の公平性、公正性、透明性の原則を踏まえ、課税客体の完全捕捉と徴収率の向上を図り、町税収入の確保に努めます。

〔取り組み項目〕

徴収対策の徹底

- ・ 徴収検討委員会の定期的開催と活性化
- ・ 徴収率目標数値の設定と収納強化
- ・ 県町職員の併任辞令制度の活用

受益者負担の適正化

分担金、負担金、使用料等の公共料金は、住民負担の公平確保と受益者負担の観点から、利用者の受益の程度に応じた適正な負担となるよう見直します。

〔取り組み項目〕

分担金の見直し

- ・ 防災行政無線個別受信機取付分担金の徴収

負担金の見直し

- ・ 保育料改定

使用料の見直し

- ・ 公営住宅使用料改定

新たな自主財源の確保

自主財源の確保には、既存財源の拡充と併せて、新たな掘り起しが必要となることから、既存税率や資産の有効活用などについて検討します。

〔取り組み項目〕

既存税率の見直し

- ・入湯税課税免除の解除

資産の有効活用など

- ・旧島根県警察官舎改築による公営住宅への転用
- ・広報媒体（広報紙、ホームページ、公共施設など）への広告掲載による広告料収入の検討

自主的な事業評価による事務事業の整理合理化

限られた財源の中で、多様化する住民ニーズや新たな行政課題に的確に対応するため、成果と効率性の観点から「事業評価システム（行政評価制度）」の将来的な導入を視野に入れながら、当面は、あらゆる事務事業について徹底した整理合理化を推進します。

人件費の縮減

行政サービス水準の維持を前提に人件費の一層の縮減を図ります。

〔取り組み項目〕

特別職

- ・議員の定数削減
- ・常勤特別職の給与削減
- ・非常勤特別職の削減等

一般職

- ・定員管理の適正化
- ・給与の適正化

物件費の縮減

施設設備のあり方及び維持管理方法の見直し、業務委託の縮小、さらに土地建物賃借料の削減などにより総体的な見直しを行います。

〔取り組み項目〕

施設設備のあり方及び維持管理方法の見直し

- ・学校給食調理場の見直し検討
- ・指定管理者制度の導入

- ・施設設備保守の複数年契約及び一括契約

業務委託の縮小

- ・地籍調査事業の縮小
- ・総合計画策定事業の完了
- ・文書管理改善事業の縮小、廃止

土地建物賃借料の削減

- ・直売所土地建物賃借料の支払い停止

補助費等の見直し

一部事務組合負担金については、経費削減を前提に構成団体及び当該組合との事前協議を十分行い対応します。又、一部事務組合以外負担金及び補助交付金については、活動状況や効果などを検討の上、より一層の検証を深め対応します。

〔取り組み項目〕

一部事務組合負担金

- ・構成団体及び当該組合との協議

一部事務組合以外負担金及び補助交付金

- ・段階的削減の実施

普通建設事業の厳選

既存計画を毎年度ローリングし、緊急性、必要性、費用対効果を検証した上で厳選し、真に必要な事業を実施します。又、事業実施に伴う公債費や維持管理費等の後年度負担にも配慮します。

〔取り組み項目〕

事業の厳選

- ・毎年度ローリングによる見直し

その他経費の削減

前述 ～ 以外、次の経費についても積極的な節減に取り組みます。

〔取り組み項目〕

扶助費

- ・段階的削減の実施

繰出金

- ・ 徴収率目標数値設定と収納強化による特別会計繰出金の削減
- ・ 水道関係使用料改定による自主財源確保で特別会計繰出金の削減
- ・ 水道関係特別会計経営健全化計画に基づく会計運営効率化による繰出金の削減

(2) 持続可能

町債・債務負担行為の抑制

将来の財政負担を伴う町債・債務負担行為残高の増加は、財政の弾力性を低下させることから、町債・債務負担行為の計画的な活用と残高の抑制を図り、将来にわたる持続可能で健全な財政運営を行います。

町債発行及び残高の抑制

将来の財政負担を見極めつつ活用事業を厳選し、町債発行及び残高の抑制を図ります。

〔 取り組み項目 〕

町債活用事業の厳選と町債発行の抑制など

- ・ 将来負担を見極めた活用事業の厳選
- ・ 繰上償還の検討と実施

債務負担行為設定及び残高の抑制

町債と同様、将来負担を見極めつつ活用事業を厳選し、債務負担行為設定及び残高の抑制を図ります。

〔 取り組み項目 〕

債務負担行為活用事業の厳選

- ・ 将来負担を見極めた活用事業の厳選

財政の弾力性向上

財政の弾力性の低下は、将来にわたる安定的で持続可能な財政運営を阻害することから、これまで述べてきた取り組みを推進することにより、財政指標の適正化を図るとともに、各種基金の適切な活用を行います。又、安定的で効率的な財政運営を行なうため町債発行にあたっては、優良資金の積極的な確保に努めます。

財政指標の適正化

地方公共団体の財政の健全化に関する法律により公表が義務付けられる財政指標の適正化を図ります。この財政指標は、健全化判断比率として用いられる実質公債費比率、実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率の4つの指標です。これらは、毎年度、監査委員の審査に付した上で議会に報告し公表しなければならないとなっておりますが、公表の義務付けは平成19年度決算から、そして、早期健全化及び財政再生の措置対象として適用されるのは平成20年度決算からとなっております。又、現段階において実質公債費比率以外のものに係る具体的な計算方法や早期健全化及び財政再生のガイドライン（数値）は、示されていません。従って、今回は4つの指標の内、実質公債費比率の低減についてのみ明記することとします。

尚、次期策定(平成22～26年度)の指針においては、前述の財政指標は、目標数値を設定しその適正化を図ることとします。

〔取り組み項目〕

財政指標の適正化

- ・実質公債費比率の低減

基金の適切な活用

今後も厳しい財政状況が見込まれる中、町の貯金である基金は、単年度の財源対策はもとより、計画的な財政運営を行なうための貴重な財源であることから、基金本来の目的を踏まえた上で、適切な活用を行います。

〔取り組み項目〕

基金への積立て促進と取崩し抑制

- ・基金への積立て促進と取崩し抑制

財政調整基金の確保

- ・財政調整基金の安定的な確保

優良な地方債資金の確保

地方分権や財政投融资制度改革が進展する中で、今後、資金調達における市場環境は一層厳しさを増すことから、市場動向を的確に把握するとともに、優良な地方債資金を確保します。

〔取り組み項目〕

優良な地方債資金の確保

- ・優良な地方債資金の確保

予算編成方法の見直し

現在の厳しい財政状況においては、予算編成において各課等が主体性と責任を持つとともに、職員一人ひとりがコスト意識を持ち、予算や事業の硬直化を打開し、創意工夫を凝らし効果的な予算編成を行うことが不可欠となっています。

従って、予算編成方針の見直しを適宜行います。

予算編成方針の見直し

平成19年度当初予算編成段階から導入した一部経費についての各課枠配分方式に見直しをかけながら、歳入に見合った歳出となるような体質改善と各課等の自主的な取り組みが促進できる仕組みについて引き続き検討します。

〔取り組み項目〕

予算編成方針の見直し

- ・予算編成方針の見直し

(3) 透明

わかりやすい財政情報の公表

今後も引き続き、財政情報の充実に努めるとともに、新たな情報提供の機会を設けるなど、住民により分かりやすい情報を提供します。又、新たに連結貸借対照表を作成し、外郭団体を含めた財務状況を明らかにするとともに、財政比較分析表を作成するなど、計画的な財政運営の資料として活用します。

わかりやすい財政情報の公表

町の広報紙及びホームページへ財政情報を掲載するなどして広く住民に公表します。

〔取り組み項目〕

広報紙及びホームページへの掲載

- ・当初予算の概要及び決算状況の掲載
- ・予算編成に関する情報公表の検討

財政情報提供機会の拡充

- ・ 出前講座の積極的開催

財務諸表の作成と公表

外郭団体を含めた財務状況を明らかにするとともに、様々な角度からの財政分析が可能となる財務諸表を作成公表するほか、公会計改革について検討を進めます。

[取り組み項目]

財務諸表の作成及び公表

- ・ バランスシート、コスト計算書の作成及び公表
- ・ 財政比較分析表の作成及び公表
- ・ 連結貸借対照表の作成検討

公会計改革の検討

- ・ 公会計改革に向けた情報収集及び検討

改善効果

1 取り組み効果

取り組み効果は、「財政健全化の方策」1「目指すべき姿」の中でも、対象期間内において効果の期待の大きい「自立」に関する具体的推進項目を中心に、効果額として試算しました。

そして、その効果額を総括すると下表のようになり、平成19年度から平成21年度までの対象期間3年間分の効果額は、概ね14億22百万円となります。

総括表

(単位：百万円)

推進項目【項目ごとの効果額計】	効果額
(1) 自立【1,169】	
自主財源を中心とした歳入構造の転換【92】	
町税収入等の確保【2】	
徴収対策の徹底	2
受益者負担の適正化【19】	
分担金の見直し	17
負担金の見直し	0
使用料の見直し	2
新たな自主財源の確保【71】	
既存税率の見直し	54
資産の有効活用など	17
自主的な事業評価による事務事業の整理合理化【1,077】	
人件費の縮減【181】	
特別職	61
一般職	120
物件費の縮減【43】	
施設設備のあり方及び維持管理方法の見直し	0

		業務委託の縮小	39
		土地建物賃借料の削減	4
		補助費等の見直し【138】	
		一部事務組合以外負担金及び補助交付金	138
		普通建設事業の厳選【400】	
		事業の厳選	400
		その他経費の縮減【315】	
		扶助費	15
		繰出金	300
(2) 持続可能【253】			
		町債・債務負担行為の抑制【253】	
		町債発行及び残高の抑制【253】	
		町債活用事業の厳選と資金手当的な町債発行の抑制など	253
総合計【1,422】			

2 中期財政見通し

1 「取り組み効果」で試算した効果額を反映させ、さらに、以下に示す前提条件のもとで、平成19年度から平成28年度までの10年間に係る中期財政見通しをたてた上で、今回策定の対象期間である平成19年度から平成21年度までの3年間分を掲載します。

今回の対象期間では直接的な影響が現れてきませんが、平成28年度以降の地方交付税の姿を視野に入れた対策を講じていかなければならないことを敢えて付記しておきたいと思います。平成28年度は、新町が発足して満10年が経過し、11年目に突入する年度となります。合併後10年目までは、普通交付税は合併算定替えという優遇された制度が適用されますが、11年目以降15年目にあたる平成28年度から平成32年度までの5年間は、激変緩和措置によって段階的に削減され、そして、平成33年度からは通常の本算定に戻るということとなります。現時点での試算では、その影響額として、平成28年度だけでも950万円の減、平成32年度までの5年間では2億2400万円程度の減が見込まれています。このような状況を勘案すると、安定した歳入確保を図りながら、一方では、思い切った歳出削減を図っていくことが極めて重要であるということです。

〔前提条件〕

【全 般】

- ・平成18年度決算額及び平成19年度決算見込額を反映
- ・人口推計は、平成7～12年国勢調査での減少率使用し、平成17年国勢調査人口を反映

【歳 入】

地方税

固定資産税、法人住民税：均等割 平成18年度より標準税率

町民税：個人均等割：住民基本台帳人口減による影響を考慮

所得割：生産者人口減による影響を考慮

法人税 均等割：据え置き

固定資産税：土地、家屋、償却資産などについて負担率、評価替えなど考慮

軽自動車税：生産者人口減による影響を考慮

たばこ税：生産者人口減などによる影響を考慮

入湯税：人口減少による入館者数減少及び課税免除解除を考慮

地方譲与税・交付金

平成19年度以降、平成19年度普通交付税基準財政収入額の基準額を用い増減無し

地方交付税

普通交付税

・合併算定替により算定 平成28年度については一本算定 + (算定替 - 一本算定) * 0.9

・単位費用増減率(元利償還に伴うものを除く)

総経費抑制分 平成19年度から平成28年度 対前年度比 2.0%

・林野水産行政費従事者数の数値急減補正の平成19～23年度減少考慮

・外国人青年招致人員分の平成19～22年度減少考慮

・合併補正分(平成18～22年度5年間)を加算

・元利償還に伴うものは、実績及び計画を考慮

特別交付税

・合併特例に対する措置分(平成17～19年度3年間)を加算

- ・ 頑張る地方応援プログラムによる平成 19 ~ 21 年度の財政支援考慮
- ・ 平成 19 年度以降、対前年度比を普通交付税同様に総経費抑制分として 2.0%として推計

国庫支出金・県支出金

過去の実績や歳出との関連を考慮

地方債

普通建設事業：過疎対策事業債は、平成 22 年度以降無し

臨時財政対策債：普通交付税と同じ増減率（ 2.0%）

合併特例事業債：普通建設分：現在対象分のみ

基金造成分：平成 20 ~ 24 年度までの 5 年間計上

【歳 出】

維持補修費

平成 19 年度予算ベース及び過去実績考慮し、据え置き

普通建設事業費

従来 of 計画を見直し

合併特例事業（建設事業）：現在対象分のみ

積立金

合併特例事業（基金造成）：平成 20 ~ 24 年度 5 年間

【平成19～21年度財政見通し】

(単位：百万円、%)

	18	19	20	21	対18比	
[歳入]					(金額)	(比率)
地 方 税	500	557	583	569	69	13.8
地方譲与税・交付金等	241	177	177	177	64	26.6
地 方 交 付 税	3,641	3,482	3,277	3,169	472	13.0
分担金及び負担金	57	72	55	55	2	3.5
使用料・手数料	81	73	77	82	1	1.2
国・県支出金	676	496	482	445	231	34.2
繰 入 金	135	40	58	39	96	71.1
地 方 債	607	617	626	652	45	7.4
そ の 他	295	162	119	138	157	53.2
歳入計 A	6,233	5,676	5,454	5,326	907	14.6
[歳出]						
人 件 費	962	958	974	953	9	0.9
物 件 費	510	529	514	493	17	3.3
維 持 補 修 費	33	28	28	28	5	15.2
扶 助 費	413	448	443	438	25	6.1
補 助 費 等	635	607	654	731	96	15.1
普通建設事業費	653	674	457	427	226	34.6
災害復旧事業費	191	0	0	0	191	皆減
公 債 費	2,082	1,612	1,533	1,474	608	29.2
積 立 金	81	21	199	208	127	156.8
貸 付 金	12	12	12	12	0	0.0
繰 出 金	617	786	622	549	68	11.0
歳出計 B	6,189	5,675	5,436	5,313	876	14.2

[収支]							
A - B	44	1	18	13	31	70.5	
[基金]							
基金取崩額	135	40	58	39	96	71.1	
基金積立額	81	21	199	208	127	156.8	
基金残高	1,380	1,361	1,502	1,671	291	21.1	
うち財調	601	622	623	633	32	5.3	
うち減債	402	402	374	360	42	10.4	
うち特目	377	337	505	678	301	79.8	
<p>平成20・21年度末特定目的基金残高の内には、次のとおり合併特例事業による基金造成分が含まれている。</p> <p>平成20年度末 198百万円</p> <p>平成21年度末 396百万円</p>							
[地方債現在高]							
地方債現在高	11,381	10,561	9,820	9,146	2,235	19.6	
[財政指標]							
財政力指数	0.154	0.158	0.160	0.167	0.01	-	
経常収支比率	93.2	92.4	93.0	94.8	1.6	-	
起債制限比率	17.5	16.8	14.8	13.2	4.3	-	
健全化判断比率	実質公債費比率	23.2	22.4	21.1	18.9	4.3	-
	実質赤字比率	-	-	-	-	-	-
	連結実質赤字比率	-	-	-	-	-	-
	将来負担比率	-	-	-	-	-	-
<p>健全化判断比率として用いられる4つの財政指標は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律により公表が義務付けられ、その適正化を図ることとしています。この内、実質公債費比率については、記載のとおりですが、実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率については、具体的計算方法が現段階では示されていません。</p>							